

浜田市地域公共交通再編検討調査業務委託に係る  
公募型プロポーザル実施要領

■留意事項

※本公募は、令和 8 年度 9 月補正予算の議決及び国庫補助金の交付決定を前提とした準備手続きであり、補正予算の可決及び国庫補助金の交付決定後に効力を生じるものです。市議会及び国における審査で否決、若しくは修正された場合、契約の一部又は全部を締結しないことがあります。

※本委託事業に係る関係機関との調整は、契約締結後に実施するものであるため、公募段階での接触は控えてください。

## 1 業務の背景・目的

本市では、平成 31 年 3 月に策定した「第 2 次公共交通再編計画」に基づき、交通空白地への対応や市街地を中心とした路線再編、敬老福祉乗車券制度の導入や地域公共交通の利用環境整備等に取り組んできた。その後、令和 2 年 11 月に施行された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」において、地域公共交通に関するマスタープランとなる計画「地域公共交通計画」の策定が努力義務となり、第 2 次公共交通再編計画の更新のタイミングも踏まえて、効率的かつ効果的で持続可能な交通体系の構築を目的に、今後の取り組みにおける指針となる地域特性に応じた新たな「浜田市地域公共交通計画」を令和 6 年 2 月に策定した。

浜田市地域公共交通計画を策定し 2 年が経過し、現状の公共交通を維持しているものの、人口減少に伴い利用者数が減少している予約型乗合タクシー・市営生活路線バスの路線について、再編やダイヤ再検討等の運行効率化が課題となっている。

一方で、令和 3 年度から実施している、地域が主体となった交通施策であるあいのりタクシー等運行支援事業について需要が高まっていることなど、よりきめ細かな交通施策が求められている状況である。

また、地域が一体となって交通課題について議論・把握する場が設けられていないことから、合併以前の 5 つの地域それぞれの交通課題に加え、広域的な交通体系の検討がされていない状況である。

以上のことから、行政だけでなく、地域、交通事業者も交えて急激に進む人口減少などの社会情勢や、担い手不足が課題となっている地方の交通事情などの社会課題、本市の交通課題の整理、新たな技術を活用した地域の特性にあった事業の立案などの議論を踏まえて、浜田市地域公共交通計画の中間検証と計画見直しのため、浜田市地域公共交通再編検討調査業務を行うものである。

## 2 業務の概要

- (1) 業務名  
浜田市地域公共交通再編検討調査業務
- (2) 委託業務の内容  
別紙「浜田市地域公共交通再編検討調査業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務期間  
契約締結の日から令和 9 年 2 月 12 日（金）まで
- (4) 委託料上限額  
18,423,790 円（消費税及び地方消費税含む。）

## 3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下の全ての条件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査等要領（平成 17 年浜田市告示第 118 号）第 5 条第 2 項の有資格者名簿のうち分類「役務」の大分類「企画・制作」の「アンケート・計画策定」に登録されている者  
※ 参加の意向があつて現在、有資格者名簿に登録がない場合は、地域政策部まちづくり社会教育課交通対策室へ事前に連絡することで、臨時で浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査の対象とする。そのうえで、あらかじめ島根県電子調達システムから電子申請を行い、必要書類を令和 8 年 8 月 27 日（木）までに郵送すること（当日消印有効）。また、島根県電子調達システムからの申請にあたっては、申請先は浜田市のみを選択すること。
- (3) 公告（募集開始）の日（令和 8 年 8 月 12 日）において、浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査等要領第 13 条第 3 項において準用する浜田市建設工事等競争入札参加資格者指名停止要綱（平成 17 年浜田市告示第 9 号）に基づく指名停止の期間にない者
- (4) 「交通空白」解消・官民連携プラットフォームの会員である者
- (5) 過去において、地方公共団体が発注した「モビリティ人材育成事業」の支援等業務または本業務に類する業務を受託し、完遂した実績を有する者

## 4 スケジュール

| No. | 項目               | 実施日                                             | 備考       |
|-----|------------------|-------------------------------------------------|----------|
| 1   | 参加事業者の募集開始       | 令和 8 年 8 月 12 日（水）                              | ホームページ   |
| 2   | 質問書受付期限<br>※随時回答 | 令和 8 年 8 月 12 日（水）～<br>令和 8 年 8 月 25 日（火）午後 5 時 | 電子メールによる |

|   |                            |                        |                                  |
|---|----------------------------|------------------------|----------------------------------|
| 3 | 参加表明書等提出〆切<br>(関連提出書類を含む。) | 令和 8 年 9 月 3 日 (木) 正午  | 持参又は郵送<br>※正午必着                  |
| 4 | 参加資格確認結果通知・<br>提案書提出依頼     | 令和 8 年 9 月 7 日 (月)     |                                  |
| 5 | 企画提案書等提出〆切                 | 令和 8 年 9 月 30 日 (水) 正午 | 持参又は郵送<br>※正午必着                  |
| 6 | プロポーザル審査<br>(プレゼンテーション)    | 令和 8 年 10 月 13 日 (火)   | プレゼンテーション 20 分以内、質疑<br>応答 20 分程度 |
| 7 | 選定結果通知                     | 令和 8 年 10 月中旬          |                                  |
| 8 | 契約協議及び契約締結                 | 国庫補助事業交付決定以降           |                                  |

## 5 公募書類等の入手方法

実施要領及び企画提案書様式等については次のとおりとする。

### (1) 配布期間

令和 8 年 8 月 12 日 (水) から令和 8 年 9 月 30 日 (水) 正午まで

### (2) 資料配布方法

浜田市ホームページより必要書類をダウンロードすることにより配布する。

※ 窓口又は郵送等での配付は行わない。

## 6 参加手続等について

本プロポーザルに参加を希望する場合は、次により参加表明書を提出すること。

### (1) 参加申込

ア 提出期限 令和 8 年 9 月 3 日 (木) 正午必着

イ 提出方法 持参又は郵送すること。ただし、郵送については、提出期限までに到着したものに限る。

ウ 提出場所 〒697-8501 島根県浜田市殿町 1 番地 (本庁舎 3 階)  
浜田市地域政策部まちづくり社会教育課交通対策室

エ 提出書類 (各 1 部) ・公募型プロポーザル方式参加表明書 (様式第 1 号)  
・事業者概要書 (様式第 2 号)  
・業務実績調書 (様式第 3 号)

### (2) 資格要件の確認

参加表明書を受理した場合、申込者の資格要件を確認し、確認結果を令和 8 年 9

月 7 日（月）までに申込者へ文書で通知するとともに、提案資格を有するものに対し、提案書の提出を依頼する。

## 7 質問の受付及び回答

本実施要領の内容に不明な点がある場合は、質問書（様式第 4 号）により提出すること。

- (1) 提出期限 令和 8 年 8 月 25 日（火）午後 5 時まで
- (2) 提出方法 電子メールで提出すること。提出の際、必ず送信の旨を電話連絡すること。
- (3) 電子メールアドレス kotsu@city.hamada.lg.jp
- (4) 回答方法 質問の要旨と回答は、浜田市ホームページに掲載する。  
（質問者名は非公表）

ただし、ホームページに掲載することで、質問者に不利益が生じる恐れがある場合は、質問者にのみメールで回答する。

## 8 企画提案書等の提出

提案資格を有すると認められた者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。  
なお、企画提案書の提出は 1 者につき 1 件とする。

- (1) 提出書類
  - ア 企画提案書提出届（様式第 5 号）
  - イ 企画提案書（任意様式）
    - (ア) 1 者 1 案として、PR したいポイントや提案趣旨などを、簡潔にわかりやすく記載すること。
    - (イ) 提案は、次の事項に関する提案を順次記載すること。
      - a 提案者の紹介（本事業に類する業務の実績紹介を含む）
      - b 本業務の実施方針
      - c 実施体制（本業務に従事する責任者、担当者の体制・経歴等）
      - d 工程表／スケジュール
      - e 企画のコンセプト、全体イメージ
      - f ワークショップ・勉強会・フィールドワークの企画・運営方針
      - g 地域公共交通計画の中間検証および改定案作成の方針
    - (ウ) 仕様書に定める「5 業務内容」以外に独自に提案できる事項（より効果的な情報収集や業務遂行のための工夫等）がある場合には、その内容を具体的に記載すること。
    - (エ) 本業務の実施スケジュールを作業項目ごとに示すこと。
  - ウ 業務実施体制表（様式第 6 号）
  - エ 見積書（任意様式）
    - (ア) 見積書には内訳書を添付すること。

- (イ) 見積限度額は 18,423,790 円（税込）とする。これを超える金額での提案は認められないので注意すること。
- (2) 提出部数 10 部（ただし、企画提案書提出届（様式第 5 号）及び見積書は 1 部）
- (3) 提出期限 令和 8 年 9 月 30 日（水）正午必着
- (4) 提出方法 持参又は郵送すること。ただし、郵送については、提出期限までにまちづくり社会教育課交通対策室に到着したものに限る。
- (5) 提出場所 〒697-8501 島根県浜田市殿町 1 番地（本庁舎 3 階）  
浜田市地域政策部まちづくり社会教育課交通対策室
- (6) 留意事項 提出期限後における企画提案書等の差替え及び再提出は認めない。

## 9 企画提案書等のプロポーザル審査（プレゼンテーション）

- (1) 実施日 令和 8 年 10 月 13 日（火） ※詳細については別途通知する。
- (2) 実施方法 対面形式により実施する。
- (3) 場 所 浜田市役所内会議室を予定
- (4) 出席者 プレゼンテーションに出席できる者は、最大 3 名とする。
- (5) 実施内容
- ア プレゼンテーションは、提案説明を 20 分以内で行い、その後、質疑応答を 20 分程度で行う。
- イ 提案説明は、提出済みの企画提案書をもとに行い、その内容を逸脱しないこと。
- (6) その他
- ア プレゼンテーションでのパワーポイントの使用を可とする。  
その際、必要となるプロジェクター、スクリーン、プロジェクター用コードの機器は本市にて準備する。
- イ プロポーザル審査（プレゼンテーション）は非公開で実施する。

## 10 審査及び選考

### (1) 審査・選考方法

「浜田市地域公共交通再編検討調査業務委託事業者選定審査会」（以下「選定審査会」という。）が別紙「評価基準表」に基づいて審査し、最優秀提案者（委託候補者）の選考を行う。

審査会での最優秀提案者の選定にあたっては、60 点以上の評価点であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は原則選定しない。なお、提案者全員が最低基準点を満たさない場合は選定見送りとする。

また、参加者が多数あった場合は、提案書等により事前に書類審査を行い、評価上位の提案についてのみプロポーザル審査を実施する。

参加者が 1 者の場合でもプロポーザル審査を行い、要件を満たしている場合にのみ委託候補者とする。

### (2) 審査結果

審査結果については、電子メール及び郵送により参加者全員へ通知する。また、市ホームページで、①最優秀提案者名（委託候補者名）、②評価順位（最優秀提案者以外の者は仮名で公表）、③評価点について公表する。

(3) 異議申し立て

審査結果については、いかなる異議申し立ても受け付けないものとする。

## 11 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件に該当しない場合
- (2) プロポーザルの実施要領等に違反又は著しく逸脱した場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載を行った場合
- (4) 選定結果に影響を及ぼす不正行為を行った場合
- (5) その他不適当と認められた場合

## 12 契約方法

選定審査会における審査結果により決定した委託候補者と協議し、市と委託候補者の両者が合意に至った後、業務委託契約を締結する。

また、委託候補者との協議において、合意に至らなかった場合は、委託候補次点者との協議を行う。ただし、契約締結後であっても、不正又は虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は契約を解除する。

## 13 その他の留意事項

- (1) 本事業は国庫補助金を活用して実施する事業であることから、当該補助金交付の規則に基づいた支出を行うこと。また、会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 23 条第 1 項による検査の対象となる場合があるのであらかじめ留意すること。  
なお、国庫補助金の交付決定がされなかった場合は、契約の一部または全部を締結しない場合があるのであらかじめ留意すること。
- (2) 本プロポーザルの参加に関して使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 本プロポーザルへの参加にかかる一切の経費は、参加者の負担とする。
- (4) 本業務における成果品に関する著作権等、一切の権利は浜田市に帰属するものとする。
- (5) 参加表明書提出以降にプロポーザルへの参加を辞退するときは、速やかに参加辞退届（任意様式）を担当課へ提出すること。
- (6) 提出書類は、浜田市情報公開条例（平成 17 年浜田市条例第 20 号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。
- (7) 提出書類は、提案資格の確認及び受託者の選定以外に提案者に無断で使用しない。
- (8) 提出書類は、返却しない。

#### 14 担当課の名称及び連絡先

所在地 〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地（本庁舎3階）

担当課 浜田市地域政策部まちづくり社会教育課交通対策室

担当：井上（いのうえ）

連絡先 TEL 0855-25-9201 FAX 0855-23-1866

電子メールアドレス kotsu@city.hamada.lg.jp